

八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告掲載取扱い基準

平成 30 年 12 月 11 日施行

(目的)

第 1 条 この基準は、『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』の規定に基づき八王子市こども科学館（以下、「科学館」という。）のデジタルサイネージ（以下、「科学館サイネージ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 科学館サイネージ

科学館が管理するデジタルサイネージのことをいう。

(2) 広告

科学館サイネージ内に表示される広告画像のことをいう。

(掲載可能な広告等の範囲)

第 3 条 科学館サイネージに掲載できる広告の範囲は、広告の内容等が『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』第 3 条各号のいずれにも該当しないものとする。

(枠数及び規格)

第 4 条 科学館サイネージにおける広告枠数は別表 1 に定める。

2 広告の規格は、別表 3 及び 4 の要件を満たすものとする。

3 広告掲載希望者は、掲載する広告について、作成決定前に必ず教育委員会と協議するものとする。

4 第 2 項に掲げるもののほか、広告のデザイン等については、別に定める「八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告表現ガイドライン」に準拠すること。

(広告の掲載期間)

第 5 条 広告を掲載する期間は、原則 4 月からの 12 か月を単位とする。

2 広告掲載希望者の申し出により、教育委員会は前項の規定に関わらず、12 か月未満の 1 か月を単位とする申込及び掲載を認めることができる。

3 前 2 項に関する広告掲載の開始日及び終了日は、教育委員会が別に定める。

(広告掲出時間・回数)

第6条 広告の掲出時間、及び掲出回数は、別表1に定める。

(広告料)

第7条 広告の掲載料は、『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』第6条の規定に基づき別表2に記載する金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は広告料の一部又は全部を免除することができる。

3 広告掲載希望者は、第1項で算出される広告料を教育委員会の指定する期日までに一括前納するものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 掲載希望者の募集は、『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』第7条に記載するもののほか、市WEBサイトに掲載し行うものとする。

2 募集時期は毎年1月とし、4月から翌年3月の掲載希望について募集する。

3 前項の規定にかかわらず、広告枠に空きが生じたときは、随時公募を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第9条 掲載希望者は、『八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告掲載申込書(様式第1号)』に広告の原稿を添えて、教育委員会が指定する期日までに申込みすることとする。なお、広告原稿は、広告主の負担で作成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している場合は、同項の規定による申込みをすることができないものとする。

3 同一の申込者で同じサイネージに複数申込みをすることができないものとする。ただし、広告枠に空きが生じたときは、この限りでない。

4 市内に住所を有しない掲載希望者で、市に手数料等の未納がある場合は、申込みをすることができないものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 教育委員会は、第3条及び第4条の規定に基づき、『広告掲載可否決定チェック表(様式第2号)』により、広告掲載の可否を決定する。

2 前項において、掲載枠数を超える広告があった場合、『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』第4条の規定に準じて、また同条件の広告に対しては必要に応じて抽選を行い、広告掲載可否を決定する。

3 連続して掲載の申込みを行い、前回の抽選でもれたものについては、最新の申込みを含め、2回以上連続して申込みがあったものを優先的に掲載する。

4 教育委員会は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び掲載条件等を記載した『八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告掲載決定通知書（様式第3号）』を広告掲載希望者に通知する。

（譲渡等の禁止）

第11条 広告主は、科学館サイネージに広告を掲載する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

（広告内容等の変更）

第12条 教育委員会は、広告の内容が、第3条及び第4条に違反するおそれがあると判断する場合は、『八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告内容変更依頼書（様式第4号）』により、広告主に対し、内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告の内容の変更を希望する場合、変更を希望する日の1週間前までに『八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告内容変更申出書（様式第5号）』を教育委員会に届け出るものとする。

（広告掲載の取消し）

第13条 教育委員会は、広告の掲載決定後においても、指定する期日までに原稿提出がされなかったとき又は、広告料を納入しなかったときのほか、次の各号に該当する場合には手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項に規定する広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (2) 広告の内容が、第3条及び第4条に違反しているとき
- (3) その他、科学館サイネージへの広告掲載が適切でないと教育委員会が認めたとき

（広告掲載の取下げ）

第14条 広告主は自己の都合により、科学館サイネージへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の理由により掲載を取り下げるとき、『八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告掲載辞退届（様式第6号）』を教育委員会に提出しなければならない。

3 第1項で規定する理由により掲載を取り下げるとき、『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』第16条の規定に基づき、納付済みの広告掲載料は還付しない。

（広告掲載期間の延長）

第15条 広告掲載期間内に、科学館の都合で科学館サイネージを停止した場合、その停止時間中の掲出回数に応じ、次のとおり掲載期間を延長する。ただし、関連機器の保守点検及び天災、地震、その他の自然災害などの理由でやむを得ず停止する場合を除く。

停止回数	延長日数
20回以上	1日

2 前項において、延長する日の最終日が休館日の場合は、翌開館日まで掲載するものとする。

3 第1項において、広告掲載期間の延長ができない場合、掲載できなかった月数に応じ、月額掲載料の還付を行うものとする。ただし、1か月に満たない部分については次のとおり日割の掲載料の還付を行うものとする。

停止回数	日数	還付金額（1日あたり）
20回以上	1日	月額掲載料を25で除した額

4 前項において還付金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

5 第1項における停止回数は、掲出時間が1日経過するごとに、1日加算するものとする。

（広告主の責務）

第17条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が、第三者の権利を侵害していないこと及び権利処理が完了していることを、教育委員会に対して保証するものとする。

3 広告主は、第三者から広告に関して損害賠償請求等がなされた場合、広告主の責任及び負担において解決することとする。

附 則

この基準は、平成30年12月11日から施行する。

別表 1(第 4 条及び第 6 条関連)

掲載場所	掲載枠上限数	掲出時間	掲出回数
1階	4枠	15秒	土・日・祝と市内小中学校長期休業期間 10:00-17:00稼働時: 28回
2階	4枠		平日 12:00-17:00稼働時: 20回

別表 2(第 7 条関連)

広告サイズ	掲出時間	広告料(月額)	年間広告料	適用
46インチ 横1080縦1920	15秒	2,500円(税込)	30,000円(税込)	【減額について】 1・2階同時掲載、同じサイネージの複数 枠に掲載の場合は、2枠目以降を月額 1,000円減額する。

別表 3 (第 4 条関連)

静止画形式

拡張子	解像度
jpeg、.jpg、.png	最大解像度 1920x1080 最小解像度 800x600

別表4(第4条関連)

動画ファイル形式 ※音声は出せません

拡張子	動画 コーデック	フレーム レート (fps)	解像度	ビット レート (kbps)	音声 コーデッ ク	音声 ビットレ ート (kbps)	サンプ リング 周波数 (kHz)	チャンネル
.wmv	VC-1 Advanced	30	1920x 1080	15000	WMA Standard	440	48	2
	VC-1 Simple	30	1920x 1080	15000	WMA Standard	440	48	2
.mpg、 .mpeg	MPEG1	30	1920x 1080	11000	MP3	320	48	2
		30	1920x 1080	12000	MPEG1 Layer2	384	48	1
	MPEG2	30	1920x 1080	15000	AAC	320	48	1
.mp4	H.264	30	1920x 1080	16000	MP3	320	44.1	2
		30	1920x 1080	50000	AAC	446	48	2
.mov	H.264	30	1920x 1080	50000	MP3	320	48	1
		30	1920x 1080	50000	AAC	278	48	2
.flv	H264	30	1920x 1080	10000	MP3	320	44.1	1
		30	1920x 1080	10000	AAC	320	48	2
.f4v	H264	30	1920x 1080	10000	MP3	320	44.1	1
		30	1920x 1080	10000	AAC	320	48	2

様式第1号（第9条関係）

八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告掲載申込書

平成 年 月 日

八王子市教育委員会 殿

申込者 住所（所在地）
〒

法人名（名称）

役職・代表者名



電話番号等 TEL

FAX

E-mail

（担当者氏名）

八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告掲載取扱い基準に基づき、広告の原稿を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 広告の種類 八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告
2. 広告の掲載枠（掲載枠上限数を超える場合は抽選により決定いたします。該当番号を○で囲んでください）
- 1 1階 2 2階 3 両方（空きがある場合のみ）
- 4 その他（15秒×2枠希望など具体的に ）

3. 広告の内容

(1) 主な事業、広告の内容など（データ提出可）

(2) 掲載希望月（年度途中で申し込みの場合のみ、希望する月を○で囲んでください）

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

4. 広告料金の支払い

広告掲載が決定されたときは、広告料として_____円を支払います。

（掲載料については別紙参照）

5. 申し込みにあたり、当社の貴市分市税納付状況調査に同意します。また、手数料等の未納はいっさいありません。

6. 申し込みにあたり、八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告掲載取扱い基準に定める事項について承諾し、八王子市教育委員会から広告掲載に関する指示等があった場合には誠実に対応いたします。

八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告掲載申込書

(別紙)

掲載料

掲出時間	掲出台数	広告料(月額)	年間広告料	適用
15秒	1	2,500円(税込)	30,000円(税込)	【減額について】 1・2階同時掲載、同じサイネージの 複数枠に掲載の場合は 2枠目以降を月額1,000減額する。
	2	4,000円(税込)	48,000円(税込)	
30秒	1	4,000円(税込)	48,000円(税込)	
	2	7,000円(税込)	84,000円(税込)	
45秒	1	5,500円(税込)	66,000円(税込)	
	2	10,000円(税込)	120,000円(税込)	
60秒	1	7,000円(税込)	84,000円(税込)	
	2	13,000円(税込)	156,000円(税込)	

年度途中の申し込みの場合は掲載月数×該当月額で計算する。

2台掲出の場合、掲出時間は2台とも同じとする。

広告掲載可否決定チェック表

（すべて可のみ広告掲載できる）

項目	チェック	可・否
内容が市民生活に関連している		可 ・ 否
公共性・中立性・品位を損なうおそれはない 表示が誇大（世界一、日本一等） 不適切（非科学的・迷信に類する） 不当 ではない。（根拠があり、確認が取れば可）		可 ・ 否
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当していない※ 上記他の例 消費者金融業 先物取引業 テレビや新聞で取り上げられている業種・業者 消費者センターに苦情が多く寄せられている業種・業者 ではない。		可 ・ 否
政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るものではない		可 ・ 否
公の秩序又は善良の風俗に反するおそれはない 射幸心を著しくおこす（これが最後、今だけ、2度と手に入らない等） 暴力や犯罪を肯定し、又は助長する ものではない。		可 ・ 否
前各項目に掲げるもののほか掲載する広告として妥当でない部分はない 責任の所在、内容又は目的が不明確 本紙の広告事業の円滑な運営に支障をきたす又は支障をきたすもの ではない。		可 ・ 否

※第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの(前号に該当する営業として営むものを除く。)
- 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)

様式第3号（第10条関係）【掲載可】

八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告掲載決定通知書

平成 年 月 日

殿

八王子市教育委員会

申込みのあった八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告掲載について、八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告掲載取扱い基準に基づき、審査を行った結果、下記のとおり決定します。

記

1. 審査結果 適当と認め、広告掲載を認めます。
2. 申込人
3. 住 所
4. 広告掲載期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
5. 広告料 円（算出基礎： 枠 台）
6. 広告料支払期限 平成 年 月 日
7. 注意事項 下記項目を厳守してください。
 - ①広告料は期限内に必ず支払うこと。
 - ②掲載広告について、変更の指示があったときは従うこと。
 - ③広告内容に変更が必要な場合、1週間前までに申出ること。
 - ④広告掲載を辞退する場合は理由を明記し、届出ること。

様式第3号（第10条関係）【掲載不可】

八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告掲載決定通知書

平成 年 月 日

殿

八王子市教育委員会

申込みのあった八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告掲載について、八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告掲載取扱い基準に基づき、審査を行った結果、下記のとおり決定します。

記

1. 審査結果 広告掲載を認めません。
2. 申込人
3. 住 所
4. 広告掲載を認めない理由

様式第4号（第12条関係）

八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告内容変更依頼書

平成 年 月 日

殿

八王子市教育委員会

八王子市こども科学館デジタルサイネージ掲載中の広告について、八王子市こども科学館デジタルサイネージ
広告掲載取扱い基準に基づき、内容の変更を依頼します。

記

1. 広告掲載人

2. 住 所

3. 変更が必要な理由

4. 具体的な変更箇所

5. 変更期限 平成 年 月 日
（原稿提出期限 平成 年 月 日）

6. 応急対応（該当箇所の削除等）

様式第5号（第12条関係）

八王子市子ども科学館デジタルサイネージ広告内容変更申出書

平成 年 月 日

八王子市教育委員会 殿

申出人 住所（所在地）

〒

法人名（名称）

役職・代表者名



電話番号等 TEL

FAX

E-mail

（担当者氏名）

八王子市子ども科学館デジタルサイネージ掲載中の広告について、下記のとおり内容を変更したく、申出いたします。

記

1. 変更を希望する理由

2. 具体的な変更箇所

5. 変更年月日

平成 年 月 日

様式第6号（第14条関係）

八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告掲載辞退届

平成 年 月 日

八王子市教育委員会 殿

住所

（法人又は団体にあつてはその所在地）

氏名

㊟

（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者氏名）

平成 年 月 日付で掲載申し込みをした八王子市こども科学館デジタルサイネージ広告（平成

年度（ 月～ 月）について、下記の理由により掲載を辞退させていただきます。

記

理由：